

情報公開・個人情報保護制度 令和5年度の利用状況

情報公開・個人情報保護制度は、市が持つ情報を広く公開するとともに、個人情報を適正に取り扱うために設けられている制度です。今月は令和5年度の公開請求状況や請求から公開・開示までの流れなどをお知らせします。

◎ 請求から公開・開示までの流れ

市が保有する公文書の公開請求はどなたでも行うことができます。個人情報の開示請求は、原則として本人に限られていますが、未成年者の法定代理人及び成年後見人のかたが行うこともできます。なお、市が保管する個人情報の利用の停止、または消去、外部機関への提供の停止を請求することもできます。

①市が定める請求書(市公式ホームページからダウンロードができます)に必要な事項を記入して市へ提出(必要事項が記載されていれば、任意の用紙でも構いません。また、持参できない場合は、郵送もしくはFAXでの提出もできます)。

②市は提出された請求書の内容を審査し、公開・開示できるかどうかを決定して、その結果を文書で通知します。

③公開・開示の決定通知を受けたかたは、指定の日時に通知文書を持参し、ご来庁ください。

用紙による写しの交付を希望される場合は、1枚につき10円、CD-Rによる交付を希望される場合は、1枚につき200円となります(CD-Rによる交付は、電磁的方式により記録された図面等に限りです。詳しくは、お問い合わせください)。なお、送付を希望される場合は、別途送料が必要となります。

昨年度、情報公開の請求は31人、個人情報の開示請求は11人、個人情報の訂正請求は1人が行いました。情報公開の請求件数は31件で、このうち8件が公開、11件が一部公開、1件が非公開、11件が不存在でした(表1)。個人情報の開示請求件数は11件で、全て開示でした(表2)。個人情報の訂正請求件数は1件で、訂正決定をしました。

(表1) 情報公開請求の実施機関別状況

実施機関	請求人数	請求件数	公開 写し交付	一部公開 写し交付	非公開	不存在
市長	30人	30件	8件	10件	1件	11件
教育長	1人	1件	—	1件	—	—
合計	31人	31件	8件	11件	1件	11件

(表2) 個人情報開示請求の実施機関別状況

実施機関	請求人数	請求件数	開示 写し交付	一部開示 写し交付
市長	11人	11件	11件	—

●お問い合わせ 総務係 ☎22-2111

第6次芦別市総合計画の審議会委員を募集します

第6次芦別市総合計画とは、令和2年度から令和11年度までの10年間の新たなまちづくりの方向やそれを実現するための方法などを定めた長期計画です。

この計画は、生活環境、医療・福祉、産業・経済、教育・文化など、市民の皆さんに直接関わりのある取り組みやまちの進むべき方向を位置付けるもので、芦別市まちづくり基本条例の規定に基づく、本市の最上位の計画です。

令和6年度は第6次総合計画の策定から5年目に当たることから、社会的経済的情勢の変化を踏まえて中間見直しを実施します。

中間見直しに向けて、市民や市内に在勤、または在学する皆さんの中から審議会委員を募集します。

審議会委員は、総合計画中間見直しの素案について、数回にわたって調査や審議を行った後、その結果を市長に答申します。

次の要領で募集しますので、まちづくりに関心のあるかたの応募をお待ちしています。

○応募要領

募集人数	3人(委員総数25人以内)
応募資格	①応募日現在、満18歳以上のかた ②市内に居住、または在勤、在学のかた ③応募日現在、本市の他の審議会等の委員を3つ以上兼ねていないかた
任 期	8月1日(予定)から審議終了まで
応募方法	所定の応募用紙に必要な事項を記入の上、持参か郵送、FAX、または電子メールで企画係へ提出。 電話及び口頭での受け付けはしません。 ○住所/市役所企画政策課企画係 〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地 ○FAX 22-9696 ○電子メール/kikaku@city.ashibetsu.hokkaido.jp ※応募用紙を希望されるかたは、企画係までご連絡ください。市公式ホームページからダウンロードもできます。
募集期限	7月22日(月)必着
選考方法	選考委員会が書類選考により決定し、後日、本人に通知します。
報酬など	条例に基づく報酬と交通費を支給します。
会議の開催	平日の午後6時～8時、3回程度を予定。

●お問い合わせ 企画係 ☎27-7061